

きいちゃんの ワンダフルスポット



和歌山県PRキャラクターきいちゃんがおでかけスポットを紹介！今回は紀美野町



県動物愛護センター

人と動物が共生するうおいのある社会づくりをめざし、動物愛護の普及啓発や犬猫の譲渡などを行っています。図書コーナーやアスレチックでは、楽しく動物のことを学ぶことができます。動物舎やいろいろな動物の気持ちになって遊べる遊具もあります。



施設情報

紀美野町国木原372
☎073-489-6500
開館時間:10:00~17:00
定休日:火曜日
障害者用駐車場:有
障害者(車いす)用トイレ:有



のかみふれあい公園

さまざまな楽しい遊具があるわんぱく広場、広々ふかふかの芝生広場、オートキャンプ場やバーベキューサイト、パークゴルフ場などさまざまな施設があり、自然の中で子どもから大人まで1日中楽しめます。



施設情報

紀美野町西野971-1
☎073-489-5300
開園時間:9:00~17:00
定休日:火曜日(祝日の場合翌日)
障害者用駐車場:有
障害者(車いす)用トイレ:有



みさと天文台

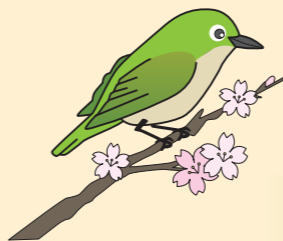
澄みきった夜空に瞬く満天の星。一般公開用としては日本でも屈指の口径105cmの反射望遠鏡で本格的なスターウォッチングが楽しめます。専門家が案内する星空ツアーやプラネタリウムも随時実施しています。

施設情報

紀美野町松ヶ峯180
☎073-498-0305
開館時間:WEBサイトを確認、または、お問い合わせください
定休日:月・火曜日
完全事前予約制
障害者用駐車場:有
障害者(車いす)用トイレ:有

メジロの捕獲は禁止です

メジロを許可なく捕獲や飼育した場合は、法律で罰則を受ける場合があります。野外で野鳥を観察できない高齢者等は捕獲が許可される場合があります。【捕獲許可】振興局衛生環境課、串本支所保健環境課【飼養登録】市町村
問:自然環境課
☎073-441-2779 FAX073-433-3590



新たに森林の土地の所有者となった方は届出が必要です

森林法の規定により、新たに森林の土地所有者となった方は、90日以内に取得した土地のある市町村に届出が必要です。(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要)令和6年4月から相続登記が義務化されます。詳細は法務局WEBサイトを確認ください。
問:林業振興課
☎073-441-2993 FAX073-433-1037
または振興局林務課、市町村

森林の立木を伐採するときには事前の許可等が必要です

森林法の規定により、森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採の許可や届出の手続きが必要です。また、10,000㎡(太陽光発電を目的とする場合は5,000㎡)を超える面積の森林を開発するときは、県知事の許可が必要です。無許可や無届で立木を伐採したときは罰金等の罰則が適用されることがあります。
問:林業振興課
☎073-441-2993 FAX073-433-1037
または森林整備課、振興局林務課、市町村



県では、あいサポート運動を実践するあいサポーターを養成するため、あいサポーター研修を実施し、これまで約2万6千人の方にこの研修を受講していただいています。その他にも、運動の趣旨を理解し、推進に取り組みあいサポート企業・団体の認定、あいサポート運動の推進役講師役となるあいサポートメッセンジャーの養成にも取り組んでいます。皆さんもあいサポーターになって、あいサポート運動の輪を広げていきましょう。

あいサポート運動の詳細はこちら

人権連載
このころの
気づき
あいサポート運動
問:障害福祉課
☎073-441-2530
FAX073-432-5567